

私たちのくらしと著作権

著作権法について聴く会

著作権法に関しては、この間「レコード輸入権」「頒布権」「貸与権」「私的録音録画補償金」等学習を進めてきたところです。これから、著作権分科会法制化小委員会では、洗い出された検討項目に沿って、審議がスタートします。

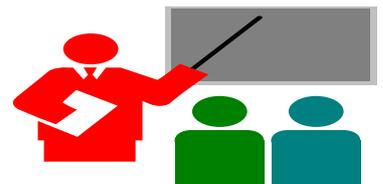
消費者基本法では「消費者は、消費生活に関し知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない」とされています。消費生活と密接に関係する著作権法について、知識を深め、消費者サイドからも意見表明していく必要があります。

今回は、文化庁長官官房著作権吉川課長にお出でいただき、著作権法の動きについてご説明をいただき、意見交換する会を企画しました。

皆さま、お忙しいとは存じますが、万障お繰り合わせでご参加ください。なお、お手数ですが**事前に参加の申込をお願いします**。資料等の準備の関係で、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2005年3月3日(木) 3時40分～5時30分
2. 会 場 主婦会館プラザエフ 5階会議室 (JR四ツ谷駅前)
3. 主 催 全国消費者団体連絡会(Tel. 03-5216-6024)
4. 内 容 著作権法について
5. 講 師 吉川 晃さん(文化庁長官官房著作権課長)
6. 参加費 資料代 500円



全国消団連 FAX03-5216-6036 関根行き

著作権法聴く会参加申込 (3月3日(木)3時40分～5時30分)

所属 _____

氏名 _____

2月28日(月)必着

出席します

欠席します

E-Mail keiko.sekine@shodanren.gr.jp